

## 国の一時支援金・月次支援金を受給された方へ 摂津市独自の支援金制度のご案内

飲食店取引事業者  
等支援金

令和3年に発令された新型コロナウイルス感染症の緊急事態措置等に伴い、大きな影響を受け、**国から一時支援金または月次支援金の給付を受けた**市内の中小企業者等に対して、事業継続を支援するための市独自の支援金を支給します。

新たに月次支援金の受給者が対象となりました。一時支援金、月次支援金の両方を受給された場合は、それぞれで本市の制度をご活用いただけます。

支給対象者	次のすべてに該当する事業者 (1) 摂津市内に事業所を有する中小企業者等 (2) この支援金の申請期限までに国の一時支援金または月次支援金*の給付決定を受けている  ※月次支援金の対象月（売上が50%以上減少した月）は、令和3年4月から6月の期間のものに限ります。		
支援金の額	10万円（国の制度ごとに1事業者1回まで） ☞一時支援金、月次支援金の両方を受給された場合は、最大20万円		
申請受付	令和3年4月1日（木）～同年12月28日（火）まで      *期間延長しました		
申請手続き	以下の書類をご準備いただき、産業振興課まで郵送でご提出ください。		
添付書類		一時支援金受給者	月次支援金受給者
	申請書兼請求書(国の制度ごとに別様式。市ホームページでダウンロード可)	○	○
	国の支援金の給付通知の写し	○	○*
	国の支援金の申請が完了したことが分かるマイページ画面を印刷したもの	○	○*
	国に提出した書類の写し(確定申告書類、宣誓・同意書、取引先情報一覧、対象月の売上台帳等)	○	★
	市内で事業を営んでいることを確認できる書類の写し(履歴事項全部証明書、開業届など)	○	
	本支援金の振込先の口座情報が確認できる書類の写し	○	
	【※】 月次支援金の関係書類は、4月分、5月分、6月分のいずれか一つで可。 【★】 一時支援金の受給後に本市に該当書類を提出済の場合は、月次支援金の対象月の売上台帳のみで可（ただし事業所所在地と振込先口座に変更がない場合）		

### 【申請・お問い合わせ先】

〒566-8555 摂津市三島1丁目1番1号

摂津市 生活環境部 産業振興課 商工労政係

TEL：06-6383-1362 FAX：06-6319-5068

詳細は市ホームページをご確認ください

<https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/seikatukannkyou/sangyoushinkouka/oshirase/15763.html>

